

保 存 期 間 長 期

通達乙組対第417号

平成21年4月3日

本部内各部課（所、隊）長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨 城 県 警 察 本 部 長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正について
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第36条では立入検査の要件等を定めているが、この要件を類型化、明確化すること等を内容とする暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第1号）が平成21年3月30日に公布、施行され、規則の一部が改正された。改正の趣旨、内容、立入検査等の実施方針及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

暴力団の活動実態等の不透明化、新たな命令の種類の導入等を踏まえ、法の規定による命令の的確な発出等を確保するため、立入検査の要件を類型化、明確化するものである。

2 改正の内容

従来は、規則第36条第1項において、

- ① 法の規定に違反する行為が事務所の内部において行われ、又は行われていると認める場合であって、当該違反に係る事実を確認するために報告又は資料の提出によってはその目的を達することができないとき
- ② 法の規定による命令が発せられている場合であって、当該命令の履行を確保す

るために報告又は資料の提出によってはその目的を達することができないとき

③ その他特に立入検査を行う必要があると認められるとき

のいずれかの場合に立入検査ができることとしていたが、改正により、立入検査ができる場合を各号に列記することとした。

各号ごとの内容は以下のとおりである。

- (1) 「法の規定に違反する行為が行われていると認める場合であって、当該違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき」(第1号)

法の規定による中止命令等を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (2) 「法の規定に違反する行為が行われたと認める場合であって、当該違反行為に係る事実又は更に反復して当該違反行為と類似の違反行為若しくは当該規定に違反する行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき」(第2号)

法の規定による再発防止命令を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (3) 「法第12条の4第1項の規定による命令を発する場合であって、当該命令に係る準暴力的要求行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき」(第3号)

法第12条の4第2項の規定による指示を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (4) 「事務所が法第15条第1項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同条第2項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する同条第1項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき」(第4号)

法第15条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事務所使用制限命令を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (5) 「法第30条の4又は第30条の5第1項に規定するおそれがあることを確認することが必要であるとき」(第5号)

法第30条の4の規定による請求妨害防止命令や法第30条の5第1項の規定によ

る賞揚等禁止命令を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (6) 「法の規定による命令が発せられている場合であって、当該命令の履行を確保することが必要であるとき」(第6号)

従来の規定(②)と同様である。

- (7) 「前各号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるき」(第7号)

従来の規定(③)と同様である。

以上の改正のほか、規則第36号第2項の規定により定められていた立入検査時の身分証明書の様式から、生年月日情報を削除したものである。

なお、附則第2条において、身分証明書の様式は、当分の間、従来の様式を使用することができることとしている。

3 立入検査等の実施方針

今後、法の規定による命令の的確な発出等を確保するため、法の規定による報告徴収又は立入検査の権限を、法の範囲内で必要に応じて積極的に活用すること。

4 留意事項

- (1) 法第33条第3項に、「立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」と確認的に規定されているとおり、立入検査は命令の発出等行政目的達成のために認められるものであり、犯罪捜査のために認められたものでないことに留意すること。

- (2) 法第50条の規定により、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処することとされているが、立入検査の権限は、罰則による間接強制によつてのみ担保されるのであって、相手方が拒否した場合に、その抵抗を排除してまで立入検査を行う権限を与えるものではないこと及びその場は相手方の説得に努めるべきことに留意すること。

- (3) 法の規定による報告徴収又は立入検査の実施に当たっては、必要性等について組織的に決定するとともに、必要な書類を作成しておくこと。

- (4) 立入検査を行うことができる職員として指名された職員に対しては、平素から必要な教養を行うこと。